

川崎市税公告第39号

課税額変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年 6 月15日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（別紙省略）

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第28号

川崎市排水設備指定工事店の更新について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成24年 6 月14日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

1 指定有効期間

平成24年 7 月 1 日 から

平成29年 4 月30日 まで

2 指定工事店

指定番号 479

商号又は名称 ワンタイ建設株式会社

営業所所在地 横浜市都筑区富士見が丘 7－3

代表者氏名 梶平 邦夫

指定番号 480

商号又は名称 有限会社トウシン工業

営業所所在地 相模原市南区相模大野 7－26－2

代表者氏名 伊藤 勝久

指定番号 483

商号又は名称 有限会社ハマ工業

営業所所在地 横浜市瀬谷区南瀬谷 1－57－13

代表者氏名 青木 克美

指定番号 484

商号又は名称 ソウシン産業株式会社

営業所所在地 相模原市緑区二本松 1－20－6

代表者氏名 山崎 敏男

指定番号 486

商号又は名称 株式会社トラスト住宅設備

営業所所在地 神奈川県大和市上草柳 3－19－7

代表者氏名 山根 純一郎

指定番号 487

商号又は名称 株式会社ミヤサライン

営業所所在地 神奈川県藤沢市片瀬 1－5－28

代表者氏名 宮崎 洋祐

指定番号 489

商号又は名称 オザワ総合設備株式会社

営業所所在地 横浜市保土ケ谷区峰岡町 2－214

代表者氏名 小澤 淳一

指定番号 492

商号又は名称 有限会社ケイティ工業

営業所所在地 横浜市神奈川区神之木台 38－4

代表者氏名 高田 一雄

指定番号 494

商号又は名称 株式会社昌工

営業所所在地 横浜市中区寿町 2－6－2

代表者氏名 山浦 哲昌

指定番号 496

商号又は名称 清生土木有限会社

営業所所在地 川崎市多摩区菅馬場 2－21－1

代表者氏名 金光 徳夫

指定番号 497

商号又は名称 日比工業株式会社

営業所所在地 横浜市南区大岡 5－23－24－104

代表者氏名 松原 哲人

指定番号 498

商号又は名称 株式会社田辺水道工務店

営業所所在地 横浜市保土ケ谷区仏向西 17－14

代表者氏名 田辺 徹二

指定番号 684

商号又は名称 有限会社伸興設備

営業所所在地 横浜市瀬谷区宮沢 1－26－10

代表者氏名 梅澤 啓子

指定番号 685

商号又は名称 有限会社イワマ設備

営業所所在地 相模原市緑区根小屋 2573－9

代表者氏名 岩間 裕文

指定番号 686

商号又は名称 株式会社杉崎管工

営業所所在地 横浜市旭区今宿西町 377－19

代表者氏名 杉崎 裕志

指定番号 687

商号又は名称 株式会社吾妻工業

営業所所在地 横浜市泉区和泉町 4861－1

代表者氏名 吾妻 広士

指定番号 688

商号又は名称 株式会社北勇

営業所所在地 横浜市青葉区奈良 3－21－4

代表者氏名 山崎 清治

指定番号 689

商号又は名称 有限会社東和建興
 営業所所在地 横浜市鶴見区下末吉 5－3－13
 代表者氏名 野口 賢一
 指定番号 690
 商号又は名称 有限会社杉崎水道
 営業所所在地 相模原市緑区城山 3－1－24
 代表者氏名 杉崎 貴之
 指定番号 691
 商号又は名称 大博建設株式会社
 営業所所在地 横浜市青葉区荏子田 1－7－4
 代表者氏名 飯島 博良
 指定番号 692
 商号又は名称 星崎設備工業株式会社
 営業所所在地 横浜市青葉区たちばな台 2－3－64
 代表者氏名 星崎 正勝
 指定番号 693
 商号又は名称 齋藤設備
 営業所所在地 神奈川県厚木市下荻野563－18
 代表者氏名 齋藤 茂広
 指定番号 694

商号又は名称 有限会社湯田工業
 営業所所在地 川崎市川崎区貝塚 2－2－3－1204
 代表者氏名 湯田 良仁
 指定番号 695
 商号又は名称 有限会社シチグ設備工業
 営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区川島町651－1－303
 代表者氏名 七宮 宏治
 指定番号 696
 商号又は名称 有限会社こじま設備
 営業所所在地 横浜市旭区今宿西町373－8
 代表者氏名 小島 秀夫

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第35号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成24年 6 月12日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	施設再構築 長沢浄水場 1 系電気設備附帯工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田 5－1－1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から平成25年 5 月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、希望種目「その他の電気設備」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 (7) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044－200－3117	
入札日時等	平成24年 7 月19日 午前10時 (川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第7号

川崎市交通事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 6 月 1 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

川崎市交通事業会計規程の一部を改正する
規程

川崎市交通事業会計規程（平成4年交通局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第102条の12中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 使用許可申請の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (5) 使用者が暴力団等と判明したとき。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

交 通 局 公 告（調 達）

川崎市交通局公告（調達）第13号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成24年 6 月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

1 調達の名称

- (1) 軽油A（6月分） 予定数量 86キロリットル
- (2) 軽油B（6月分） 予定数量 128キロリットル
- (3) 軽油C（6月分） 予定数量 64キロリットル
- (4) 軽油D（6月分） 予定数量 142キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9（川崎御幸ビル9階）

3 契約の相手方を決定した日

平成24年 5 月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 株式会社 サンオータス
営業本部長 北野 俊
横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
- (2) 株式会社 サンオータス

営業本部長 北野 俊

横浜市港北区新横浜二丁目4番15号

(3) 株式会社 サンオータス

営業本部長 北野 俊

横浜市港北区新横浜二丁目4番15号

(4) 株式会社 サンオータス

営業本部長 北野 俊

横浜市港北区新横浜二丁目4番15号

5 契約金額

- (1) 98,500円（1キロリットル当たり）
- (2) 98,700円（1キロリットル当たり）
- (3) 99,000円（1キロリットル当たり）
- (4) 98,900円（1キロリットル当たり）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年 4 月10日

川崎市交通局公告（調達）第14号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成24年 6 月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

一般乗合自動車 大型ハイブリッドノンステップバス（ディーゼル電気式・10.5mクラス） 平成24年式 6両

(2) 購入物品の特質等

製作仕様書・製作要領図によります。

(3) 納入場所

川崎市交通局が指定する場所

(4) 納入期限

平成24年12月31日

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に、業種「自動車」で登載されており、かつ、ランク「A」に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を

平成24年 7 月 9 日 (月) までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期(最低12年)にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するにあたり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から 1 年間を保証期間として設定できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書にその他の必要書類を添えて提出しなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 9 階

交通局企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書等は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成24年 6 月25日 (月) から平成24年 7 月 9 日 (月) までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3 により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は 3 (1) の場所において、3 (2) の期間中縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成24年 7 月17日 (火) までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課 担当 武山

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記 2 に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は 1 (1) の購入物品ごとに総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 平成24年 8 月 7 日 (火) 午前11時

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル 8 階

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 平成24年 8 月 3 日 (金) 必着

(イ) あて先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8 (1) アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第 7 条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
General bus - large Non-step bus(electric hybrid 10.5m class) 2012 Model Quantity 6
- (2) Time limit for tender:
11:00 A.M. 7 August, 2012
- (3) Time limit for tender by mail:
3 August, 2012
- (4) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Accounting Section
Transportation Bureau
1-8-9, Isago, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:+81(0)44-200-3228

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第44号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成24年 6 月25日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル 7階 電話044-200-3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/83byoin/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成23・24年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口にて

回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地
9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、

最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用するフードスライサーの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	平成24年9月28日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「厨房機器」 種目「給食設備」
競争参加の申込	平成24年6月25日（月）から平成24年7月4日（水）まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成24年7月11日（水） 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用するCPMユニット（能動型下肢用他動運動訓練装置）の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	平成24年8月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成24年6月25日（月）から平成24年7月4日（水）まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成24年7月11日（水） 午前10時30分	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院で使用する自動血球洗浄遠心機の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	平成24年8月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」

競 争 参 加 の 申 込	平成24年 6 月25日（月）から平成24年 7 月 4 日（水）まで受付けます。
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。
入 札 及 び 開 札	平成24年 7 月11日（水） 午前10時30分

(案件 4)

競 争 入 札 に 付 する 事 項	件 名	井田病院で使用する眼底カメラ・OCTの調達
	履 行 場 所	川崎市立井田病院
	契 約 期 間	平成24年 9 月21日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競 争 参 加 の 申 込	平成24年 6 月25日（月）から平成24年 7 月 4 日（水）まで受付けます。	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	設定しません。	
入 札 及 び 開 札	平成24年 7 月11日（水） 午前11時00分	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第 5 号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第 3 項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成24年 6 月 4 日

川崎市消防長 福 井 昭 久

訓 練 1	日 時	平成24年 6 月16日（土） 11時35分～ 11時45分
	場 所	多摩区中野島 3 丁目12番 1 号 対象物名等 <u>川崎市立中野島小学校</u>
	消防隊数	消防隊 1 隊 消防団 1 隊 計 2 隊

市 民 オ ン ブ ズ マ ン 告 示

川崎市市民オンブズマン告示第 1 号

川崎市市民オンブズマン条例第22条の規定により、川崎市市民オンブズマンの運営状況を公表します。

平成24年 6 月 1 日

川崎市市民オンブズマン

浅 生 重 機

川 村 仁 弘

(内容省略)

人 権 オ ン ブ ズ パ ー ソ ン 告 示

川崎市人権オンブズパーソン告示第 1 号

川崎市人権オンブズパーソン条例第26条の規定により、川崎市人権オンブズパーソンの運営状況を公表します。

平成24年 6 月 1 日

川崎市人権オンブズパーソン

中 村 れい子

河 津 英 彦

(内容省略)

教 育 委 員 会 公 告

川崎教育委員会公告第 2 号

平成25年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱を次のとおり制定します。

平成24年 6 月 5 日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

平成25年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

平成25年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集 (以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

- （１）中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者
- （２）中学校を平成25年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- （３）学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- （４）施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成25年3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

- （１）一般募集は、各高等学校の各課程の学科ごとに行う。
ただし、川崎総合科学高等学校の定時制の課程に関する学科のうち、電気科及び電子科に係る募集は、二つの学科を一括して行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜

一 般 募 集	全日制の課程	平成25年2月1日(金) から 同月5日(火) まで	平成25年3月4日(月) 及び 3月5日(火)
	定時制の課程		

6 志 願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、複数の学科を一括して募集するものは、それを一つの学科とみなす。

また、工業に関する学科にあつては同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、平成25年度入学選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む）合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表にとおりとする。

課 程	志 願 変 更 の 期 間	
	共通選抜	定通分割選抜
全日制の課程	平成25年2月7日(木) 及び 同月8日(金)	平成25年3月6日(水) 及び 同月7日(木)
定時制の課程		

8 選抜の方法

(1) 中学校の校長は、志願した者の調査書及び学習成績一覧表を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。

(2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

(3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査又は自己表現検査）とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者（平成25年4月1日現在）については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

(2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(4) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
全日制の課程 定時制の課程	平成25年 2月15日（金）	平成25年 2月18日（月） 及び 同月19日（火）	平成25年 2月15日（金）、同月18日（月） 及び 同月19日（火）
	合 格 発 表 の 期 日		
	平成25年 2月 28日（木）		

(2) 定通分割選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程	平成25年 3月12日（火）	平成25年 3月12日（火） 及び 同月13日（水）	平成25年 3月12日（火） 及び 同月13日（水）
	合 格 発 表 の 期 日		
	平成25年 3月 19日（火）		

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、平成25年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む）の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	平成25年3月4日(月)及び同月5日(火)
	定時制の課程	平成25年3月21日(木)及び同月22日(金)

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	志 願 変 更 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	平成25年3月 6日(水)及び同月 7日(木)
	定時制の課程	平成25年3月25日(月)

(4) 学力検査の内容

- ① 全日制の課程については、国語、数学、外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。
- ② 定時制の課程については、面接を実施する。

(5) 学力検査等の期日

学力検査等の期日は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	学力検査の期日	面接の期日	合格者の発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	平成25年 3月11日(月)	同 左	平成25年 3月15日(金)
	定時制の課程		平成25年 3月26日(火)	平成25年 3月28日(木)

12 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

190,894人

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成24年 6 月 4 日

川崎市選挙管理委員会

委員長 山 田 充 邦

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

22,908人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

257,561人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	58,569人
幸 区	42,314人
中原区	63,037人
高津区	58,265人
宮前区	58,393人
多摩区	55,808人
麻生区	45,404人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第3号

平成24年度川崎市職員（高校卒程度、保育士、学校栄養職）採用試験の実施について

平成24年度川崎市職員（高校卒程度、保育士、学校栄養職）採用試験を次のとおり行います。

平成24年 6 月 7 日

川崎市人事委員会

委員長 金 作 幸 男

1 試験区分及び職務概要

試 験 区 分		主 な 職 務 概 要	採用予定 人 員
高校卒 程 度	行政事務	市長事務部局、上下水道局、交通局、病院局、教育委員会事務局等において、一般行政事務に従事します。	5 名 程 度
	土 木	まちづくり局、建設緑政局、港湾局、区役所、上下水道局等で専門技術の業務に従事します。	若 干 名
	消 防 士	採用後、消防学校等において研修を受け、その後、消防業務に従事します。	1 5 名 程 度
保 育 士		保育所、社会福祉施設等において乳幼児等の保育業務に従事します。	若 干 名
学 校 栄 養 職		市立小・特別支援学校において栄養指導及び給食栄養管理業務に従事します。	5 名 程 度

- (注) 1 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。
 2 交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
 3 「保育士」、「学校栄養職」は、資格又は免許を必要とする選考職です。
 4 複数の試験区分への申込みはできません。

2 受験資格

試 験 区 分	年 齢 等	資 格 ・ 免 許 ・ 身 体 的 条 件
行 政 事 務 土 木	平成3年4月2日から平成7年 4月1日までに生まれた人	
消 防 士	※ 消防士については、日本国 籍を有する人	次の要件を全て満たす人 (1) 視力(矯正視力を含む。)が両眼で 0.7 以上かつ 一眼でそれぞれ 0.3 以上の人 (2) 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 (3) 聴力が正常な人
保 育 士	昭和 58 年 4 月 2 日以降に生ま れた人	保育士の資格を有する人又は平成 25 年 3 月 31 日までに 資格取得見込みの人
学 校 栄 養 職		栄養士の免許を有する人又は平成 25 年 3 月 31 日までに 免許取得見込みの人

※ 試験区分ごとの受験資格に関わらず、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)

- 1 成年被後見人又は被保佐人(注：準禁治産者を含む。)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・会場及び試験内容

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目	日時及び会場	第1次試験合格発表日
行政事務	(1) 教養試験 (択一式50問120分)	1 教養試験、専門試験 (1) 日時 平成24年9月23日(日) 午前9時30分集合 (2) 試験終了時刻(予定) ・行政事務及び消防士 午前11時45分 ・土木 午後2時45分 ・保育士及び学校栄養職 午後3時15分 (3) 会場 受験案内掲載の学校のうちいずれか1校を受験票(電子申請の場合は申込整理票)で指定します。	平成24年10月2日(火) 午前10時(予定)
土木	(1) 教養試験 (択一式50問120分) (2) 専門試験 (択一式40問120分)		
消防士	(1) 教養試験 (択一式50問120分) (2) 体力検査	2 体力検査(消防士) (1) 対象者 教養試験の成績により対象者を決定し、文書で通知するとともに、川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及びホームページに対象者の受験番号を掲示します。 平成24年9月27日(木)午前10時(予定) (2) 日時及び会場 平成24年10月4日(木)(予定) 川崎市内で実施(詳細は対象者あての通知に記載します。)	平成24年10月11日(木) 午前10時(予定)
保育士 学校栄養職	(1) 教養試験 (択一式50問150分) (2) 専門試験 (択一式40問120分)		平成24年10月2日(火) 午前10時(予定)

- (注) 1 受験に際しては、受験案内及び受験票に記載されている注意事項を必ず守ってください。
- 2 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。ただし、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。
- 3 体力検査(消防士)の対象者発表及び第1次試験の合格発表は、川崎市役所本庁舎2階渡り廊下及びホームページ(ホームページアドレスはP. 8参照)に対象者及び合格者の受験番号を1週間掲示します。また、発表日に体力検査の対象者及び第1次試験合格者に文書で通知を発送します。郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否は掲示場所又はホームページで必ず確認してください。なお、電話での可否の問い合わせはお断りしています。また、可否に関する電報等のサービスは一切取り扱っていません。

【第 1 次試験の内容】※ 教養・専門試験の問題例については P. 8「9 その他」を参照してください。

試験科目	試験区分	主な出題分野等
教養試験	行政事務 土木 消防士	○公務員として必要な高校卒業程度の一般教養に関する試験です。 社会科学（法律、政治、経済、社会）、人文科学（世界史、日本史、地理、国語、人文）、自然科学（数学、物理、化学、生物、地学）、文章理解（現代文、古文、英文）、判断推理、数的推理、資料解釈
	保育士 学校栄養職	○公務員として必要な短期大学卒業程度の一般教養に関する試験です。 社会科学（法律、政治、経済、社会）、人文科学（世界史、日本史、地理、人文）、自然科学（数学、物理、化学、生物、地学）、文章理解（現代文、古文、英文）、判断推理、数的推理、資料解釈
専門試験	土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
	保育士	社会福祉、児童福祉（養護原理を含む。）、発達心理（精神保健を含む。）、保育原理、保育内容、保健衛生
	学校栄養職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
体力検査	消防士	○消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査を行います。 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ等

(2) 第 2 次試験（第 1 次試験合格者を対象に実施）

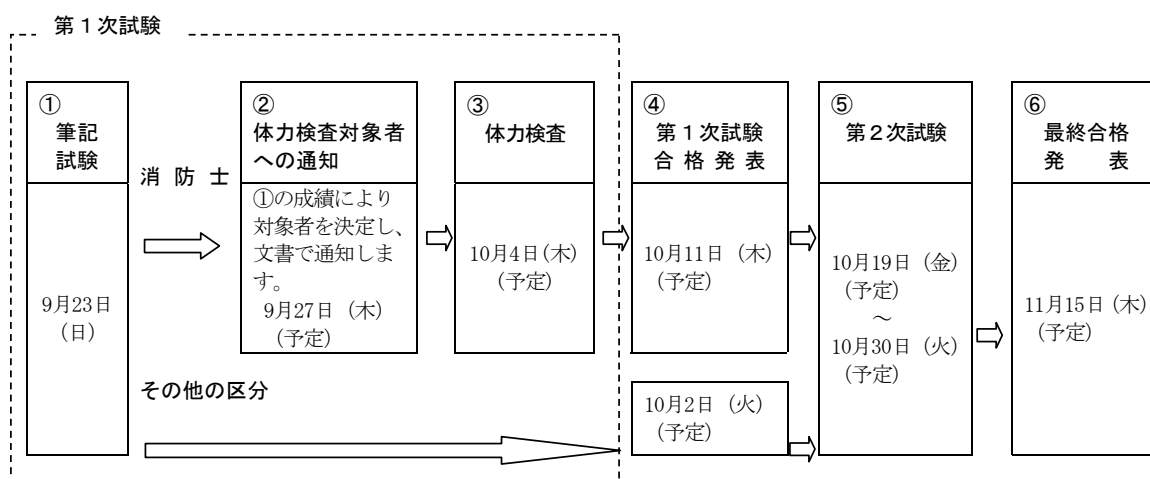
試験区分	試験科目	日時及び会場	最終合格発表日
行政事務	(1) 面接試験 (2) 作文試験 (800 字以上 1200 字 以内 60 分)	1 日時（予定） (1) 面接試験 平成 24 年 10 月 23 日（火） ～10 月 30 日（火）	平成 24 年 11 月 15 日（木） 午前 10 時（予定）
消防士	(1) 面接試験 (2) 作文試験 (800 字以上 1200 字 以内 60 分) (3) 身体検査	(2) 作文試験（行政事務・消防士） 平成 24 年 10 月 19 日（金） (3) 身体検査（消防士） 作文試験と同日	
土木 保育士 学校栄養職	(1) 面接試験	2 会場 川崎市内 ※ 日時・場所等の詳細については第 1 次試験合格者に文書で通知します。	

- (注) 1 第 2 次試験受験者（第 1 次試験合格者）には、「面接カード」を提出していただきます。また、面接カードに貼付する写真（縦 40mm×横 30mm）3 枚が必要となります。
- 2 保育士、学校栄養職の区分は、資格・免許取得（見込）に関する書類（資格証明書・免許証又は卒業（見込）証明書及び成績証明書）を提出していただきます。
- 3 最終合格者は、第 1 次試験及び第 2 次試験の結果を総合して決定します。ただし、第 2 次試験のいずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。
- 4 合格発表は、川崎市役所本庁舎 2 階渡り廊下及びホームページ（ホームページアドレスは P. 8 参照）に最終合格者の受験番号を 1 週間掲示します。また、第 2 次試験受験者には合否に関わらず合格発表日に文書で通知を発送します。郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否は掲示場所又はホームページで必ず確認してください。なお、電話での合否の問い合わせはお断りしています。また、合否に関する電報等のサービスは一切取り扱っていません。

【第2次試験の内容】※ 作文試験の出題例についてはP. 8「9 その他」を参照してください。

試験科目	試験区分	内 容
面接試験	全 区 分	個別面接を行います。
作文試験	行政事務 消防士	与えられた課題についての理解力や表現力等をみる試験です。
身体検査	消 防 士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。

◎最終合格発表までの流れ



4 合格から採用まで

- 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿（保育士、学校栄養職の場合は選考合格者名簿）に登載され、川崎市の各任命権者（市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会等）からの請求に応じて成績順に提示されます。
- 最終合格者は、原則として平成25年4月以降、欠員の状況に応じて順次採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許を取得している人については、平成25年4月より前に採用されることもあります。
- 受験資格がないこと又は「申込書」、「面接カード」及び「身体検査時の書類（消防士のみ）」等の提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されないことがあります。
また、資格・免許の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
なお、保育士については、児童福祉法に基づく都道府県知事への保育士登録がされていないと採用されません。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。
- 採用候補者名簿及び選考合格者名簿の有効期間は原則として1年です。

5 配 置 等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績主義に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています（日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、この方針に基づき行われるとともに、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。）。

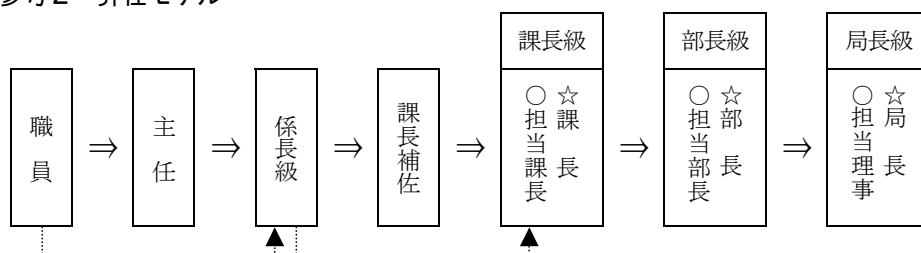
◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職（ラインの課長級以上の職を除く全ての職）に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考 1 職務の概要（代表例）

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進 産業の振興 区政推進、区民相談 水道、交通などの公営事業 市民文化、スポーツの振興	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
土 木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制

参考 2 昇任モデル



（注）1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳（最短）で係長級に昇任します。また、40歳代前半の係長級職員を対象とした課長昇任選考も実施しており、意欲と能力のある職員を積極的に管理職に登用しています。

6 給 与

試験区分	給与月額 ※地域手当を含む。平成24年4月1日現在
行政事務・土木	161,840円（175,168円）
消防士	175,168円（192,416円）
保育士	175,168円（201,152円）
学校栄養職	179,520円（195,360円）

（注）1 （ ）書きは、行政事務、土木、消防士については短大卒・高専卒者の場合、保育士、学校栄養職については大学卒の場合の例です。

2 学校卒業後又は資格・免許取得後に職歴等がある人は、一定の基準により上表の金額に加算される場合があります。

3 期末・勤勉手当（3.95月分）、通勤手当（1箇月当たり最高55,000円）、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。ただし、これらの額は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。

4 学校栄養職は神奈川県費負担職員となるため、給与、勤務時間その他の勤務条件については、神奈川県の条例等が適用されます。

7 個人別成績情報の提供

この試験で不合格になった人のうち希望者に対して、以下の要領で成績をお知らせします。

試 験	対 象 者	内 容	手 続 等
第 1 次試験	第 1 次試験不合格者 (本 人 に 限 る。)	第 1 次試験の総合順位及び 総合得点 (第 1 次試験の行政事務の 配点は 100 点、土木の配点は 300 点、消防士、保育士、学 校栄養職の配点は 200 点で す。)	(1) 申出期間 第 1 次試験合格発表日から 1 箇 月以内 (消印有効) (2) 提出書類 ① 個人別成績に関する情報提供 申出書 (受験案内に掲載) ② 受験票 (3) 手続 「個人別成績に関する情報提供 申出書」に必要事項を記入し、返 信用封筒 (80 円切手を貼り、宛先 を明記した定形封筒) と受験票を 同封の上、次の住所に郵送して ください。 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 川崎市人事委員会事務局任用課 ※申込書の郵送先と異なります。 (4) その他 返信は平成 24 年 11 月下旬以降 を予定しています。
第 2 次試験	第 2 次試験不合格者 (本 人 に 限 る。)	第 2 次試験の総合順位及び 総合得点 (第 1 次及び第 2 次 試験の合算) (第 2 次試験の行政事務、土 木の配点は 300 点、消防士の 配点は 400 点、保育士、学校 栄養職の配点は 200 点です。)	第 2 次試験受験の際に「個人別成績 に関する情報提供申出書」を直接提 出してください。

(注) 電話、手紙等での申出はできません。

8 受験手続

(1) 郵送による申込方法

申 込 方 法	(1) 必ず簡易書留で郵送してください。簡易書留以外の事故については一切責任を 負いません。 (2) 封筒の表に「申込書在中」と朱書してください。 (3) 持参による受付は行いません。
申込書の郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階 川崎市人事委員会事務局任用課
提 出 書 類	申込書 1 通、50 円切手 1 枚、写真 (縦 40mm×横 30mm) 1 枚 (1) 必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 50 円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名及び試験区分を記入し、申込書に貼ってください。 (4) 申込書は、折り曲げないで封筒に入れてください。 ※ 申込は一つの試験区分に限ります。また、申込書提出後の試験区分の変更はできません。 川崎市人事委員会のホームページからダウンロードした申込書を提出する場合は、「受験案 内 申込書等のインターネット配信について」の記載に従って提出してください。
申込受付期間	平成 24 年 8 月 13 日 (月) ~ 8 月 23 日 (木) (消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理することができませんので、ご注意ください。
受験票の交付	受験票は、提出された申込書により受験資格を審査した後、本人あて郵送します。 なお、9 月 13 日 (木) までに受験票が到着しない場合には、人事委員会事務局任用 課まで電話でご連絡ください。

(2) 電子申請（インターネット）による申込方法

（申込受付期間） 平成24年8月13日（月）～8月20日（月）午後5時（受信有効）

※ 平成24年8月13日（月）から採用試験のメニューが表示されます。

※ 申込受付期間のみインターネットによる受験の申込ができます。

※ 電子申請をする前に、電子申請利用者登録が必要です。この登録は、申込受付期間の前でも可能です。

※ 電子申請による申込をするにあたっては、人事委員会のホームページ（川崎市職員採用案内）にある「電子申請による採用試験申込方法」を必ず確認してください。

（申込手順）

① 川崎市電子申請利用者登録

電子申請による採用試験の申込をする前に、事前の登録が必要となります。川崎市ホームページ「ネット窓口かわさき（電子申請総合案内）」の「電子申請利用者登録」（画面右側）から登録を行ってください。申込の際に必要なIDとパスワードが取得できます。

ネット窓口かわさき <http://www.city.kawasaki.jp/e-guide/>

② 電子申請による採用試験の申込

電子申請利用者登録が完了した後、川崎市ホームページ「ネット窓口かわさき」の「電子申請手続一覧」などから「川崎市職員採用試験申込」を選択し、表示説明に従い申込を行ってください。申請入力画面は、「ネット窓口かわさき」の「手続一覧から探す」のほか、「シナリオ（ライフサイクル）から探す」の「就職」、川崎市トップページ「組織別インデックス」の「人事委員会事務局」から入っても表示されます。

※ 申請手続を最後まで完了し、申請手続後に表示される「到達番号」を必ず取得してください。到達番号が取得できていない場合、申込は完了していません。

③ 申込内容の審査

申込後、人事委員会で申込内容の審査をします。

④ 審査結果の通知

審査終了後、電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので、必ず確認してください。

※ 「審査結果通知」が送付されるまで申請日から3日程度（土曜日、日曜日及び休日を除く。）要する場合がありますが、申請日から4日以上経っても届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課まで電話でご連絡ください。

⑤ 申込整理票の印刷

受験資格があり、申込内容に誤りがなく正式に申込の受付が完了すると、「審査結果通知」で指定された日以降に受験番号が記載された「申込整理票」が電子申請利用者ポータルに届きますので、ダウンロードして帳票を印刷してください。「申込整理票」は、写真（縦40mm×横30mm）1枚を貼付し署名してください。第1次試験当日、受験する教室で整理票と引換に「受験票」を交付しますので、忘れずに持参してください。

（諸注意）

※ パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。

※ 「申込整理票」を印刷するためのプリンターが必要となります。

※ 使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。

※ 電子申請締切日はアクセスが集中するため、サイトに繋がらない又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。申請手続は日にちに余裕をもって行ってください。

◎ 身体障害等により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、人事委員会事務局任用課まで電話でご連絡ください。

- (1) 行政事務の区分を希望する人で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、申込書の点字受験欄に○印を記入（電子申請はコードを選択）の上、お申し込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人については、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については受験票（電子申請の場合は申込整理票）送付時にお知らせします。
- (3) 車椅子を使用する人は、受験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体等の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

9 その他

(1) 教養・専門試験の問題例及び作文試験の過去の出題例を川崎市人事委員会のホームページに掲載しています。インターネットを利用できない場合は、返信用封筒（80 円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒）及び希望する試験区分と問題例等を請求する旨を書いたメモを同封し、次の住所あて請求してください。印刷したものを送付します。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 川崎市人事委員会事務局任用課

(2) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続にのみ使用します。

◎前年度（平成23年度）実施結果

試 験 区 分	申 込 者 数 (人)	第 1 次試験受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行 政 事 務	4 0 0	2 4 0	2 3	1 0 . 4
土 木	2	1	0	—
建 築	5	5	1	5 . 0
消 防 士	4 6 8	3 3 1	1 9	1 7 . 4
保 育 士	1 9 1	1 3 1	1 2	1 0 . 9
臨床検査技師	2 5	2 2	1	2 2 . 0
学 校 栄 養 職	1 1 8	8 0	4	2 0 . 0

【問い合わせ先】

川崎市人事委員会事務局任用課

TEL 044-200-3343（直通） FAX 044-222-6449

ホームページアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/94/94ninyo/index.html>

携帯サイト <http://www.city.kawasaki.jp/94/94ninyo/mobile/index.html>



※平成24年10月中、上記URLが変更となる可能性があります。

←携帯端末用 QR コード（使用できない場合は、上記の携帯サイトのアドレスを直接入力してください。）

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第 6 号

第12回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成24年 6 月14日

川崎市農業委員会

会長 小 林 騰

1 日 時

平成24年 6 月20日（水） 午後 2 時00分

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル 3 階会議室
（川崎市高津区梶ヶ谷 2－1－7）

3 議 題

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 相続税の納税猶予適格者証明（新規）について
- (3) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (4) 相続税の納税猶予適格者証明（継続）について
- (5) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (6) 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (7) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第19号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第 1 項の規定により、川崎市川崎区昭和 2 丁目 7 番27号 菅原 あゆみ 他 3 名について、別紙のとおり住民票を職権消除しましたので、同条第 4 項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成24年 6 月15日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3

箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第20号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第 8 号）第12条第 1 項第 6 号の規定により、川崎市川崎区昭和 2 丁目 7 番27号 菅原 あゆみ 他 1 名について、別紙のとおり印鑑の登録を抹消しましたので、同条第 2 項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成24年 6 月15日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第20号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年 6 月14日

川崎市中原区長 板 橋 洋 一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	過年度 5 月分	平成24年 7 月 2 日 (過年度 5 月分)	計 3 件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第 5 号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年 6 月 8 日

川崎市高津区長 秋 岡 正 充

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 度 随 時 5 月 分	平成24年 7 月 2 日	計 3 件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第19号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年 6 月15日

川崎市多摩区長 池 田 健 児

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 度 随 時	平成24年 7 月 2 日 (過年度随時 4 月分)	計10件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第18号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年 6 月 5 日

川崎市麻生区長 瀧 峠 雅 介

別紙省略

川崎市麻生区公告第19号

配当計算書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成24年 6 月 5 日

川崎市麻生区長 瀧 峠 雅 介

別紙省略

中原区選挙管理委員会告示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第8号

川崎市中原区の投票区設置告示（平成21年川崎市中原区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正

し、平成24年6月2日から施行します。

平成24年6月2日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 六 反 政 韶

表第14投票区の項投票区域の欄中「1番（2号以降）、2番から12番まで」を「1番から12番まで」に改める。

表第16投票区の項投票区域の欄中「、木月2丁目（1番1号）」を削除する。

辞

令

平成24年6月1日付人事異動

（病院局）

任 命	氏 名	前 職
（部長級）		
市立井田病院歯科口腔外科兼務	鬼 澤 勝 弘	市立川崎病院歯科口腔外科部長
（課長級）		
市立川崎病院心臓血管外科医長	鈴 木 亮	新任